

博士学位論文審査要旨

2011年7月4日

論文題目： 労働契約終了後の競業禁止義務に関する研究
——アメリカ法・ドイツ法・日本法の比較法的考察

学位申請者： 石田 信平

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 土田 道夫

副査： 法学研究科 教授 井関 涼子

副査： 司法研究科 教授 西村 健一郎

要 旨：

本論文は、労働契約終了後の競業禁止義務に関して、アメリカ法およびドイツ法を詳細に検討し、また、比較法研究の成果をふまえて、日本法の解釈に関する基礎理論を展開するものである。

本論文は、まず、アメリカ法について、コモンロー上の営業制限法理に基づき、営業の自由（競争の自由）という公的価値（被用者の労務提供ないし競争によってもたらされる公衆・公共の利益＝public policy）と契約の自由との対立関係の調整を軸に、競争制限の法理に基づいて競業禁止義務理論が展開されていること、また、労使間の特約が存在しなくても、統一営業秘密法に基づき、労働者の転職によって元使用者の営業秘密が不可避免的に使用・開示される場合は、営業秘密保護の観点から、競業活動の差止が認められていること（不可避免的開示論）を解明する。一方、ドイツ法においては、アメリカ法のような競争制限の法理は発展せず、むしろ、労働者の従属性による契約の自由の修正という法理念によって労使当事者間の利益調整が行われ、それが商法典 74 条 2 項の補償金要件の労働契約への類推適用という法理論に結実したこと、その結果、競業禁止特約は、競業禁止と補償金支払の双務関係を内容とする契約と把握され、この契約以外の法的根拠に基づく競業禁止義務は例外的にしか認められないことが明らかにされる。

ついで、本論文は、以上の比較法的知見をふまえて、日本法に関する基本的立場を展開している。すなわち、契約上の競業禁止義務については、基本的にドイツ法の研究成果をふまえて、労働契約とは区別された特約のみを競業禁止義務の法的根拠と解すべきこと、競業禁止義務の要件については、労使間の非対等関係と契約の自由の間の調整という理念に立脚して、金銭的代償を競業禁止義務の必須の要件と解すべきことを論じている。一方、契約外の競業禁止義務に関しては、契約上の競業禁止特約が要件を欠くことから効力を生じない場合も、正当に保護されるべき使用者利益については、不正競業を含む不正競争を排除する観点から、アメリカ法を摂取して、不法行為法および不正競争防止法に基づく競業差止を肯定すべきことを論じている。

本論文は、労働法の重要テーマである競業禁止義務に関する比較法的研究および基礎理論的研究として、高度の水準に到達しているものと評価することができる。よって、本論文は、博士（法学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2011年7月4日

論文題目： 労働契約終了後の競業禁止義務に関する研究
——アメリカ法・ドイツ法・日本法の比較法的考察

学位申請者： 石田 信平

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 土田 道夫

副査： 法学研究科 教授 井関 涼子

副査： 司法研究科 教授 西村 健一郎

要 旨：

審査委員は、2011年6月18日（土）、午後2時から3時45分まで、博遠館301番教室において、総合試験を行った。はじめに、学位請求者から、本論文の問題意識、内容および研究上の意義に関して説明を受け、次いで、審査委員との間で質疑を行った。審査委員からは、労働契約終了後の競業禁止義務の要件として金銭的代償を求めることの当否や、アメリカの判例に関する理解の当否をはじめ、多岐にわたる質問が行われたが、学位請求者は、終始誠実かつ的確な応答を行い、高度の法的分析能力を有していることを示した。また、学位請求者は、本論文の執筆に際して、外国法文献および判例として、英語・ドイツ語の文献および判例を多数用いており、法学分野における英語およびドイツ語を含む語学能力を十分に備えていると判断した。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 労働契約終了後の競業避止義務に関する研究——アメリカ法・ドイツ法・日本法の比較法的考察

氏名： 石田信平

要旨：

本論文は、労働契約終了後の競業避止義務について、労使間に個別合意（特約）がある場合とそうでない場合とに二分して、アメリカ法、ドイツ法の競業規制を検討し、それぞれの規制理念と規制内容およびその歴史的経緯に詳細な考察を加えた上で、わが国における規制の方向性を明らかにするものであり、全四編によって構成される。

第一編では、労働契約終了後の競業避止義務に関するわが国の問題状況を概観し、次のような課題を抽出した。第一に、競業避止特約に対する合理性審査基準の具体的内容の曖昧さである。裁判例では、労働者に対する代償給付を強調するものから、労働者の競業の背信性に焦点を当てて合理性を審査するものまで多様な基準が展開されていた。競業避止特約の規制根拠に立ち返り、多様な形で展開されている合理性基準の明確化を図る必要がある。第二に、特約がない場合に競業避止義務が認められる場合はあるのか、あるとすればそれはどのような場合であるのか、という点である。競業避止特約に対する規制のあり方を考える場合には、特約がない場合に認められる競業避止義務についても目を配る必要がある。こうした問題について検討を加えてこそ、特約の合理性審査の輪郭が明確なものとなる。

第二編、第三編では、以上の課題に取り組むために、比較対象国としてアメリカとドイツを選び、詳細な検討を行った。

競業避止特約を規制する法理としてアメリカで確立している営業制限法理は、「営業の自由」（競争の自由）と「契約の自由」との間の対立関係を問題とする形で構築されてきたものである。対等な立場にある当事者の締結した契約に営業の自由や競争の自由を制限する側面がある場合、当該契約の効力を無批判に認めると、①当該被契約者の労務提供から生じる公衆に対する利益、②当該被契約者の競争によってもたらされる公共の利益、③当該被契約者の生計の手段、という三つの利益が奪われる危険性があるために、契約自由に対する内在的限界を画することが必要とされたのであって、その中心的な理念は、営業の自由や競争の自由という「公序」と「契約自由」の対立関係を調整するところにある。そのために、労働契約終了後の競業避止特約に対してこうした営業制限法理の合理性基準を適用する場合については、その適用に一定の修正が加えられ、使用者利益がより慎重に審査されることとなった。

ドイツでは、労働契約終了後の競業避止特約について、競業避止特約が労働者の職業活動を全般的に強く制限したり否定するものであれば、裁判所において、当該特約は効力がないと判断されてきたが、以上のような裁判所による制約は、労働者の職業活動を全般的に禁止する競業避止特約を無効にするところ限定されたものであって、こうした取扱いにより、とくに、商業使用人が大きな不利益を受けていることが問題視されることとなった。そもそも、ドイツでは、英米

法のコモンローが伝統的に形成してきた営業制限法理は存在しなかったのであって、営業の自由を根拠に契約の自由に介入する法的根拠が極めて希薄であった。そのために、契約自由の尊重の比重が高くなり、競業禁止特約に対する司法審査は限定的であったといえる。商業使用人に対する保護立法の整備が促されることになった背景には、以上のような事情があった。交渉力格差のある労使の契約について、立法規制を通じた調整的な介入が、いわば「保護法理」として必要とされたのである。

本論文では、このようにドイツとアメリカの規制理念の違いを明らかにした上で、競業禁止特約に対する具体的な規制の仕方や特約が存在しない場合の競業規制に関する個々具体的な問題について、両国の規制に詳細な検討を加えた。

たとえば、アメリカにおける競業禁止特約の主たる要件は、使用者の正当な保護利益の存在であり、その存在が極めて厳格に審査されていた。過剰な範囲の特約は、使用者利益の保護に必要な範囲に縮減される。一方、アメリカでは、特約が存在しなくても、統一営業秘密法に基づいて、労働者の転職によって元使用者の営業秘密が不可避免的に使用・開示される場合には、当該営業秘密の使用・開示の事前防止の観点から、労働者の競業活動の差止が認められていた。競業禁止特約については、使用者利益の保護に必要な範囲に縮減され、統一営業秘密法の差止命令については、使用者利益の保護に必要な限度で、その範囲が拡張されていた。競業禁止特約は契約規範であり、統一営業秘密法は不法行為規範であるが、実質的な機能に大きな違いはない、ということもできる。不可避免的開示の法理が、特約を正当化する機能（限定機能）と統一営業秘密法上の競業差止を正当化する機能（拡張機能）を果たしていた。

これに対して、ドイツの特約規制の主役は、商法 74 条 2 項の補償金であり、これが非対等関係にある労使間の利益を最も良く調整するものとして理解されていた。また、競業禁止特約は、補償金と競業禁止が双務関係に立つ契約であると把握されていた。特約の存在しない場合のドイツの競業規制については、アメリカ統一営業秘密法と異なり、ドイツ不正競争防止法に不正な競業行為を禁止する一般条項が存在しているといった構造上の特徴があるものの、こうした一般条項から一般的な競業規制を導き出すことに対しては、消極的であり、限定的な競業規制が、一般条項に基づいて認められていた。また、信義則上に基づく競業禁止義務についても、極めて例外的な事情のもとで導かれていた。ドイツでは、そもそも競業禁止義務は、商法 74 条以下の要件を充たす特約によって課されるものであり、そのような特約がない場合に労働者の職業活動を規制することは、基本的に否定されていた。

以上のような比較法的検討から、本論文は、上述したわが国の問題状況を解決するために、労働契約終了後の競業禁止特約の制限根拠には、「競争制限」と「従属性」の二つの根拠があることを念頭に置いて、一方では、労働者の不正な競業行為に対して使用者に適切な保護を与え、他方において、労働者の職業活動を制限する特約について適切な要件を設定し、これにより契約と不法行為の棲み分けを行うべきであるという視点を導き出した。

「競争制限」と「従属性」について比較法の観点から整理すると、アメリカでは、労使の交渉力格差が意識されるとともに契約自由の正当性が疑われ、これにより営業の自由（競争の自由）の理念を労働契約終了後の競業禁止特約に強く求めるという対応が行われた。一方、ドイツでは、競争制限に基づく司法審査によれば労働者の保護を十分に図ることができないという視点から、労働者保護の思想に基づいて補償金要件が導入された。こうした規制理念と歴史的発展経緯の違いから、ドイツでは、競業禁止に対する補償金支払い義務が約定されている競業禁止特約は原則

として有効であり、労働者側から使用者利益の不存在を証明した場合に限って拘束力を持たないという考え方が浸透したのに対して、アメリカでは、競業避止特約は原則として無効であり、例外的に使用者の正当な保護利益のために合理的に設計されたものであることが使用者によって証明された場合にのみ効力があるという基準が形成されてきたとみることができる。

さらに、「不法行為規範」と「契約規範」という視点から、競業規制に関するアメリカとドイツを比較すると、次のようにいうことができる。一方で、アメリカでは、競業避止特約は統一営業秘密法や不法行為法による保護の隙間を埋める機能を果たしており、競業避止特約（契約）と統一営業秘密法（不法行為）の接近が顕著である。競業避止特約の要件に位置付けられている約因は、労働契約そのものが競業避止特約の対価（約因）である、と理解されており、契約の交渉を保障する機能は果たしていない。これに対して、ドイツでは、競業避止特約が、競業禁止と補償金の双務関係を基軸とした契約関係であると把握されており、個別の不正な態様の競業を規制する機能を営む不正競争防止法による競業規制とは区分されていた。

第四編では、競業避止特約の司法審査基準を次の四つに類型化して、上記の比較法的見地を踏まえた検討を加えた。第一に、自由競争や雇用の流動性を尊重する立場にたち、使用者の正当な利益保護の存在を絶対的な要件とするアプローチ、第二に、競争制限の観点から使用者の正当な利益保護の要件を絶対的に要求することに加えて、従属性の観点から代償措置も要件として求める立場、第三に、使用者利益と労働者の不利益を相関的に判断する考え方、第四に、労働者の従属性を司法審査の基点に据えて、代償措置を競業避止特約の要件とするものであり、競争制限の観点からの審査は緩やかな形で求めるか、あるいは、強力な代償要件審査に包含されると考えるアプローチである。そして、本論文は、以上のうち、第四のアプローチを採用すべきであるという議論を行った。第一と第二のアプローチによると契約の自由が形骸化し、契約規範が不法行為規範に接近することになる。また、第三のアプローチによると基準が不明確になる。こうした観点から、本論文は、補償金あるいは代償措置を基本的要件とした特約規制のあり方が模索されるべきであるという見方を提示した。

このように、競業避止特約について代償給付という厳格な要件を課す一方で、本論文は、特約が無効と判断された場合であっても、正当に保護されるべき使用者財産については、不法行為法を根拠とする保護が認められるべきであるとした。とくに、営業秘密保護については、不正競争防止法上の競業差止が容認される必要がある。労働者の不正競業を排除するために使用者に代償給付を求めることは適切ではない。

以上のとおり、本論文は、一方において、労働契約終了後の競業避止義務の規制理念を競争制限と従属性に区分し、他方において、契約規範と不法行為規範に分類して、競業避止義務の要件・効果を論じるものである。もとより、こうした議論の根底には、憲法上の権利を私人間にどのように適用していくのかという大きな問題が横たわっている。さらに、「競争制限」と「従属性」という規制根拠の分類についても、比較法的になお検証されるべきものでもある。また、本論文は、代償要件論を重視した見解を提示したが、代償の額といった問題については検討を行っていない。こうした点については、今後の検討課題としたい。